

令和5年度 第4回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和5年8月4日（金）午後1時47分～午後3時18分

2 場 所：山梨労働局 1階大会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、白倉委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員
事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）山梨県最低賃金改正決定審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

皆様、本日は、大変お忙しいところ、また、連日のご審議にご出席をいただきありがとうございます。

定刻より少し早いですけれども、皆様お集まりですので、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第4回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側白倉委員にはWEB会議システムにより御出席いただいております。

委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本専門部会について、事前に公開に係る公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 （1）山梨県最低賃金改正決定審議 】

（反田部会長）

それでは早速、議題（1）の山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、事務局から、各側の控室につきまして説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

本日、労働者側、使用者側それぞれに待機いただく控室につきましては、第3回専門部会と同様に、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」となっております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の金額折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が御案内に参りますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、議題(1)に入りたいと思います。

具体的な金額につきましては、それぞれから提示をいただきまして、昨日、双方に再度検討をお願いしたところでございます。

その後の検討結果につきまして従来の例に従いまして、公益委員による各側個別の意見聴取に入りたいと思います。

それでは、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

しばらく時間をいただきまして、各側に御意見を伺うことにいたします。

それでは、ここで、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

(1)労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

昨日は42円としていたが、検討の結果、目安にプラス1円で41円を提示したい。目安額が高いことは認識しているが、近隣都県との差を少しでも縮めたい趣旨で、プラス1円としている。

イ 公益の見解

地域間格差の是正について、労働者の生計費に着目した場合、本年のBクラス近隣の物価上昇率と山梨の物価上昇率で検討した場合、隣県も目安額で結審した場合には実質額としては差が縮小すること、また、Aランクの都県とは目安額が1円の差であり、こちらも差が縮小することとなり、名目上の格差は残るが実質上の格差は縮小することなど、労働者側への調整を行った。

ウ 折衝の結果

使用者側から40円の提示があったことを受け、全会一致として目安額の40円としたい。

(2) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

検討の結果、昨年10月から本年6月までの甲府市の物価上昇率4.3%に基づく39円に、消費者の購買力の向上を期待しての1円を加え、目安と同額の40円を提示する。

イ 公益の見解

使用者側の提示額に基づき、労働者側との折衝を行うこととした。

(以上で金額審議終了)

(反田部会長)

専門部会を再開いたします。

これまで、労使双方に個別にお伺いしまして、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねました結果、公益案を取りまとめることに至りました。

お手元にありますように、公益案を提示いたします。

1時間、938円。

引上げ額は、40円。

引上げ率は、4.45%です。

それではこの公益案につきまして採決を致します。

慣例により、反対からお伺いいたします。

この公益案に反対の委員は、挙手をお願いします。

いらっしゃらないですね

では、公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

白倉委員も賛成でよろしいですね。

はい、ありがとうございました。

全会一致で公益案どおりと可決されました。

ありがとうございました。

それでは、この専門部会としての結論につきましては、8月7日に開催される本審に、部会報告として報告することにいたします。

その後、本審で決議を行い、労働局長へ答申をすることになります。

答申後は、事務局において公示等の所定の手続を行った後に、法定発効される予定です。

次の、報告案につきまして事務局にまとめていただいておりますので、委員の方々に配付いただきまして、朗読していただくことにいたします。

それでは朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告案につきまして、朗読させていただきます。

令和5年8月4日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県最低賃金専門部会部会長、反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年7月5日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様のお名前がございましたが、朗読は省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、938円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

1枚めくっていただきまして、山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を7月21日に開催いたしまして、部会長、部会長代理の選出を行い、審議日程、最低賃金等の状況及び労使からの意見聴取結果について御審議いただきました。

第2回目を8月2日に開催し、県内の賃金等の状況について御審議いただき、労使双方から基本的見解について発表いただきました。

第3回目を8月3日に開催し、金額審議を行いました。

そして本日、8月4日、第4回目を開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

参考としまして、本審についてですが、第1回目を7月5日に開催し、山梨県最低賃金の改正決定の諮問の受理を行い、また、山梨県最低賃金専門部会を設置しました。

第2回目を8月2日に開催し、目安の伝達を行い、また、賃金実態調査結果等及

び労使からの意見聴取結果について御審議いただきました。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、この報告文案で本審に報告したいと思います。

この案につきまして何か御意見はございますか。

(長谷川委員)

すいません。どこってというのがいいのかわかりませんが、国の公益側の意見の中に、政府に対する要望っていうところがあって、山梨の最低賃金審議会でも政府に対する要望っていうことを書けるのかなのか。

どうなんでしょうか。

(賃金室長)

審議いただいた結果、附帯決議のような形で、こういったことを要望するというものを付けることは可能かと思えます。

(長谷川委員)

できればですね、最低賃金が上がっても、その最低賃金の周辺で働く人たちって、パートが多かったり、どちらかというと、メインの生計者じゃなくて、どちらかというと奥さんがパートであったりっていうことが多くてですね、やっぱり労働調整をしてしまって、経営者側に見ると、人材不足の解消にはまるっきりに立たないっていうか、何のために賃上げしているかよくわからないみたいなところもあって。今年かな、多少、最大瞬間風速超えるのはいいよ、みたいな、法律もちょっと変わったりはしたんですが、その辺は徹底的に変えていただきたいなっていう要望を出していただきたいっていうのと、後ですね、社会保障費ですね。社会保険料って、会社側が半分、労働者側が半分負担してるじゃないですか。会社側の負担している分って給料と一緒に払うんですよ、本来は。っていうところと、あと、社会保険料って勝手に上げるじゃないですか。消費税ならば8%を10%にするとか、国民的議論があったり、それで時の政権が食われちゃうみたいな時もあるので、社会保障費も税金の一つにちゃんとしてほしいなと、国民皆保険をしているということは、ほぼ税金とイコールだと思うので、早くそういうふうに分かりやすくしていただきたいなと思えます。

最後に、税金と社会保障費で、年収の約半分がなくなるわけですね。2023年度の国民負担率が46.8%っていうふうに聞いて、私もびっくりするわけですが、半分なくなるんだから、いやいや3分の1くらいで勘弁してくれよって、労働

者側ももうちょっと頑張ったほうがいいと思う。

まあ、そんなことをぜひ盛り込んでいただいて、地方から国に上がるのかな、どうなのかな。新聞に公表されるのは、それはそれでよしだと思ひ、ぜひお願いしたいなという風に思ひます。

(賃金室長)

そうしますと、ただいま、この専門部会の報告書の案を御覧いただいたわけなんですけれども、この報告書の中で、別添のとおり結論に達したので報告するということと、別紙2のように附帯決議を行いましたというような形にさせていただいて、その附帯決議をこの中に入れるということになるかと思ひんですが、専門部会の中でこういった文章を。

(長谷川委員)

本審のほうがいいのかね。

(賃金室長)

専門部会がよいと思ひます。

(長谷川委員)

専門部会のほうがいいのかね。

(賃金室長)

専門部会において、報告書を作成するという形にさせていただくことになるかと思ひます。そうしますと、先ほど、3点ほどありましたが。

(長谷川委員)

あと、これをもう一個、この間言った政府への要望が。

(早川委員)

その政府への要望に関連して、中央審議会の答申とか見ても、昨年度に要望したことに対してどのくらい取り組んでいるのか、これは長谷川委員のほうから質問がありましたけれども、そういったこととか、取り組んだ内容に対してどのくらい効果があったのかとか、測定とか評価とか、そういったことがどこにも書いてなくて、じゃあ今年はどうしようと。どうしようといって目安が出て、どちらかっていうと、使用者側に対しては、政府にこういうことを要望すると、また、たくさん書いてある。

前の要望したことが評価もされてないのに、分析もされてないのに、また新しいものを追加で出していく。

(長谷川委員)

要望だけなんぼでもね。

(早川委員)

これってなんかおかしくないですか。

通常、こういった場合には、ちゃんと、できるところまで結構なんですけれども、しっかりと要望したものについて分析とか評価とか検証とか、これをした上で次に取り組むと。

本来であれば、要望した結果こういう効果が出てきたので、今年度は使用者側もプラス45円、50円いいじゃないかと、そういうようなところにもっていければいいのかと思うんですけれども。

なかなか難しい部分はあるにしても、何らかそういったアクションは起こして、それが文字として残ってないといけないのかなというふうに感じた次第なんですけれども。

(長谷川委員)

簡単に言えば、来年の中央の審議会の目安を作るときに、去年要望出していたけれども、これだけ政府は頑張ってくれました、さあじゃあ今年も賃上げ、公益側としてはこうですよっていうふうに言ってほしい。

これだけ要望出しているけど、やったかやらんかわからないのに、また来年もこんなに上げられて、また要望をこれだけ出しておいたよで終わりじゃかなわんかっていう。

(賃金室長)

そうしますと、本日報告書の中に、要望事項を別紙として入れる作業になりますので、今伺った内容について、何か文章としたものをお持ちということはないでしょうか。

(長谷川委員)

ないです。

(賃金室長)

少々お時間いただいて、いったん、たたき台的なものを作成させていただいて、

そちらを御覧いただいた上で修正なりを。

(長谷川委員)

メールでいいじゃないですかね。今？

(賃金室長)

今、報告書の中に別紙として入れて、附帯決議を専門部会でしていただいたものを本審で報告する形になるかなと思います。

(長谷川委員)

私はいいですそれで。

(賃金室長)

報告書として、今、別紙で引上げ額などを書いてありますけど、引上げ額をこう決めたというものとあわせて、附帯決議としてこういうことを、というように。

(岡本委員)

ちょっといいですか。御意見に反対するという事ではないんですけども、例えば文言のとらえ方によって誤解を生じるケースとかもありうるかと思うんですね。それを、この短い時間だけで判断するのは、やや厳しいかなという気がしないでもないんです。おそらく、この時点で決めないと、案の中に盛り込むのが難しいのかもしれないんですが。来週7日に本審もあつたりするので、専門部会からっていうことでいいんですけども、長谷川委員がおっしゃったようにすこしメールでやり取りをして、月曜日までに専門部会として仕上げ、本審で確認するとかっていう手続きはできないものなんですかね。

(反田部会長)

本審の前に予備日がってはあるんですけども。

(岡本委員)

ええ、その時間を使うかどうかはお任せするんですが。

(反田部会長)

表現の問題等ありますよね。

その附帯決議をするということ自体については。

(岡本委員)

反対はしないです。

私のほうも、考えているというか、お話聞いて思ったのが、前々回位の時に話しましたけれど、労働組合のパートの組織化だとか、そういうのもやりながら、就業調整の問題というのも大きな問題と考えていて、それについては社会保障の問題だとか扶養手当の問題だとか、そういったものもあるので、そこを掘り下げていくっていう必要性は十分感じているところなんです。

ただ、さっきのお話の流れが、労働組合的に、素直に受け入れていいものかどうか、反対しているっていう意味じゃなくて、表現の違いでいろんな捉え方される可能性があるなって思っていましたから、ちょっと時間があつたほうが、お互いに掘り下げられるし、言いたいことがはっきり正確に言えるんじゃないかなという気がしているので。

(長谷川委員)

次の本審の前、30分位で、その前にメールでやりとりしてれば、30分で採決できればいいという話ですね

(岡本委員)

それも考えられますね。

(長谷川委員)

本審の当日。

(岡本委員)

予備日、うまく使ったらどうかなと思うんですが。

(長谷川委員)

予備日、7日。

(反田部会長)

本審の前に。

(長谷川委員)

ならば、じゃあ、文章を今日中に作れるのであれば、今日中に送っていただければっていうところですね、きっとね。

そうすれば、7日の午前中までには返すっていうか。

可能かな。

(賃金室長)

本審で答申をいただく時の、答申文の体裁をちょっと確認させていただいて、それで、今のような形でできるかどうか、少し検討させていただければと思います。

(労働基準部長)

いずれにしましても、7日ですが3時半からの本審なんですけれども、2時半か2時か、ちょっと時間は調整しますけど、そのあたりでまたお越しいただくことになろうと思います。

(反田部会長)

それでは、原案のほうは事務局で作っていただいて、メールでやり取りをしていただくということで。

(賃金室長)

今回、このような取り扱いをさせていただければと思いますが、本日、先ほど御覧いただきました専門部会の報告書についてはあのままにさせていただいて、その報告書については、そのまま7日の本審で報告をしていただくものにしたいと思います。

答申文は、通常、答申するという表紙がついて、別紙1として引上げ額などがつきまして、別紙2に生活保護費との関係のものをつけていただいてというのが通常の答申文の形で、そこへ、別紙3ということで附帯決議をつけることについて本審のほうで決議をいただいて、通常の答申文の別紙1、別紙2に、今年は別紙3も含めた答申文としていただくという形で、進めさせていただければと思います。

別紙3を作る方法なんですけれども、私のほうで1回たたき台を作成させていただいて、最初長谷川委員に一度。

(長谷川委員)

いや、皆さん一斉でいいですよ。

(賃金室長)

皆様一斉でよろしいですか。

そうしましたら、皆様のほうから御意見なりを書き加えていただいたものを私のほうにいただいて、それを一旦整理させていただくような形をとらせていただくことでよろしいでしょうか。

最終的に調整しきれない御意見があったときに、それを調整させていただく場としてメールだけですむのか、それを当日、専門部会という形ではなくて、本審が始まる一定程度早めにお集りいただいて、最終的にそのところの調整を図っていただいて、その場で文章を作成させていただくという方法をとれるかどうか考えたのですが。

(長谷川委員)

まあ、大丈夫ですよ。

調整がなくても、見ていただいて、その御意見を加筆するなり、文章を柔らかくするなり、言い回しを変えるなりくらいは、私は全然苦にしないんで。

そのままで大丈夫ですよ。

(早川委員)

事務局とすると心配なんですよ。

(早川委員)

私が事務局の立場だったら、悪いけど30分早く出てきて、最後みんなで、ここにいるメンバーの確認だけは取らせてくださいと。

(長谷川委員)

わかりました。

(労働基準部長)

ちょっとニュアンスが違って、最後まで揉めるところがあったら怖いなど。

(賃金室長)

そうしていただけますとありがたいと思うのですが。

(長谷川委員)

わかりました。

(賃金室長)

本審は3時半から始まりますので、できれば2時半とかの時間の設定でよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(賃金室長)

それでは、7日、2時半に、いつも使用しておりますアメジストの間にお集まりいただければと思います。

(反田部会長)

それでは、事務局で文案のたたき台を作っていて、メールで送っていただくようお願いします。

それを、本審の前に一度皆さんで確認していただいて、報告書に部会として附帯決議として付ける、あるいは、本審で附帯決議をつけるかどうかの審議もしてもらうんですか。

(賃金室長)

本審で御審議いただき、附帯決議を決めていただいて、その後、答申文案の採決をいただくときに答申文の別紙としていただくような形ですめることができるといように考えております。

(反田部会長)

それでは、そういう風にしてください。

【 (2) その他 】

(反田部会長)

あと、その他ですけれども、何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

事務局からはありますか。

(賃金室長)

ただ今、7日にお集まりいただく時間等、調整をさせていただきましたので、そのようをお願いできればと思います。

(反田部会長)

それでは、本日は全会一致で可決させていただきましてありがとうございました。

以上で、第4回目の専門部会を終了といたします。

本日の議事録の確認ですが、小林委員と早川委員にお願いします。

長時間、お疲れ様でした。